

# 沼田市第七次総合計画策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本市では平成29年3月策定の沼田市第六次総合計画の計画期間（平成29年度から令和8年度の10年間）が令和8年度末をもって満了となることから、令和7年度・令和8年度の2箇年で新たに総合計画を策定する。

策定にあたり、都市経営に関連した広範にわたる基礎データの収集及び解析、市民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行うとともに、実効性の高い長期計画の在り方や、めまぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応できる長期計画について提案を受ける必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者支援業務を委託するものである。

本要領は、委託にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度沼田市第七次総合計画策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「沼田市第七次総合計画策定支援業務要求水準書(以下「要求水準書」という。)」のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで。

令和7年度・8年度の2箇年で新たに総合計画を策定するが、本業務は、そのうち令和7年度分である。

※令和8年度は、令和7年度に契約した事業者と随意契約を予定しているが、契約を確約するものではない。

### (4) 見積価格の上限額

12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 本業務に関する実施年度において、沼田市競争入札参加資格審査要領に規定する沼田市競争入札参加資格名簿に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和5年4月1日）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第1号又は第2号に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 平成27年度から令和6年度までの過去10年間に本業務と同種または類似業務を受託した実績があること。

## 5 スケジュール

番号	実施内容	期日等
1	公募開始（公告、市ホームページ掲載）	令和7年5月1日（木）
2	質問等の受付	令和7年5月1日（木）午前9時から 令和7年5月12日（月）午後5時まで
3	質問等に対する回答	令和7年5月14日（水）までに順次 なお、質問の回答は、5月20日（火）まで市ホームページに掲載する。
4	参加表明	令和7年5月1日（木）午前9時から 令和7年5月16日（金）午後5時までに 必着
5	参加資格審査結果通知	令和7年5月20日（火）までに順次
6	提案書の提出	令和7年5月16日（金）午前9時から 令和7年6月3日（火）午後5時まで に必着
7	プレゼンテーション（予定）	令和7年6月10日（火）
8	審査結果通知（予定）	令和7年6月12日（木）
9	契約締結（予定）	令和7年6月19日（木）

## 6 質問等の回答

### (1) 質問等

質問方法 質問書（様式3号）を郵送、電子メール又はFAXにより、12に記載した事務局宛に送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

受付期間 令和7年5月1日（木）から令和7年5月12日（月）まで

## 7 参加表明

参加表明する者は、次のとおり参加表明書に必要な書類を添えて12に記載した事務局に提出するものとする。

### (1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意等
1	参加表明書（様式1号）	
2	会社概要（任意様式）	既存のパンフレットや案内等でも可
3	商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し	発行3ヶ月以内のもの
4	業務実績一覧（任意様式）	平成27年度から令和6年度までの10年間の業務実績のうち、本業務及び類似または関連する業務を対象とする。業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額」及び「業務の概要」を記載すること。

(2) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時（必着）

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 郵送または持参

(5) 提出先 12に記載した事務局まで

(6) その他 参加資格審査結果については、後日電子メールにて連絡する。

## 8 提案書の提出

### (1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意等
1	提案書（任意様式）	作成に当たっては、要求水準書及び沼田市第七次総合計画策展支援業務審査基準（以下「審査基準」という。）を参照すること。
2	実施体制表（様式2号）	
3	見積書（任意様式）	積算の内訳を必ず記載すること

(2) 提出期限 令和7年6月3日（火）午後5時（必着）

(3) 提出部数 正本1部

副本9部（審査は匿名で行うため、社名、ロゴ等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）

(4) 提出方法 郵送または持参

(5) 提出先 12に記載した事務局まで

## 9 審査基準及び審査方法

### (1) 審査基準

別に定める審査基準のとおり

### (2) 審査方法

市で設置する審査委員会において、審査基準に基づき、事業者からの提案を評価、審査する。審査委員の評価点を合計した得点の最も高い事業者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い事業者から順に交渉を行う。

評価点を合計した得点が同点の場合は、審査委員の合議により、受託候補者を決定するものとする。

なお、提案書の提出が10件を超えた場合は、書類選考による一次審査を実施することがある。

### (3) 提案のプレゼンテーション

提案書を提出した事業者は、提出した提案書の内容をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

なお、一次審査を実施した場合は、一次審査を通過した事業者が、プレゼンテーションを行うものとする。

①プレゼンテーション実施日：令和7年6月10日（火）（予定）

②プレゼンテーション実施場所：沼田市役所

※日時場所等の詳細は、別途電子メール等にて連絡する。

③プレゼンテーション出席者：実施体制表の管理責任者及び担当者を含め、3名以内とする。

④その他：1事業者あたり提案15分、質疑10分程度

### (4) 審査結果の通知と公表

審査結果については、令和7年6月12日（木）午後5時までにプレゼンテーション参加事業者全員に電子メールで通知するとともに、市ホームページで受託候補者と得点を公表する。

### (5) 失格事項

次の①から⑦までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

①7（1）又は8（1）の提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②7（1）又は8（1）の提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積価格が上限を超過している場合

④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

⑤プレゼンテーションを欠席した場合

⑥提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと市が認める場合

⑦その他、誠実な契約の履行が望めないと市が認める場合

## 10 契約及び事業の実施

### (1) 契約の締結

契約は、受託候補者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとする。ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は、再度見積書を提出のうえ、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

### (2) その他

契約代金の支払いは、契約の履行を市が確認した後に行うものとする。

## 11 その他留意事項

(1) このプロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 提案は、1事業者につき1件とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。

(5) 沼田市と契約を締結する事業者は、実施体制表（様式2号）に記載した配置予定の管理責任者及び業務担当者を配置するものとし、傷病や退職など、やむを得ない場合を除き、交代を認めないものとする。

## 12 事務局（問合せ・提出先）

沼田市 総務部 企画政策課 企画調整係

住所：〒378-8501 群馬県沼田市下之町888

電話：0278-23-2111（内線4031）

FAX：0278-24-5179

メールアドレス：kikaku@city.numata.lg.jp